

# 運転免許の自主返納を支援します

「タクシー乗車券」・「バス乗車カード」・「バス回数券」を交付します。【どれか一つ・1回限り】

## ○タクシー乗車券

@500×10枚 ※お釣り出ます

※山形県ハイヤー協会鶴岡支部に加入しているタクシー会社のみ利用可能です。



## ○庄内交通(株) チェリカ

総額：5,000円  
内訳 〇4,500円分の電子マネー  
(バス運賃に使用できます。)  
〇 500円：カード保証料(デポジット)



## ○鶴岡市市営バス回数券

@100円×55枚 ※お釣り出ません

※市営バス回数券に有効期限はありません。

【対象】 運転免許を自主返納された方でかつ公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内に手続きした方。

【窓口】 鶴岡市役所6階 防災安全課

【時間】 8時30分～17時00分まで(※土、日、祝日を除く)

【持参する物】 「申請による運転免許の取消通知書」と「身分証明」ができる保険証、マイナカードなどをご持参ください。代理人の方が手続きする場合は、「申請による運転免許の取消通知書」と代理人の「身分証明」をご持参ください。

※穴の開いた運転免許証がある方は、そちらもご持参ください。

【概要】 窓口にて「運転免許自主返納支援事業交付申請書」を記入し、タクシー乗車券・チェリカカード・バス回数券のうち、いずれか1種類を5千円分交付します。



## 「運転経歴証明書」の発行手数料を市が負担します

### 手続きについて

【窓口】 鶴岡警察署交通課

【時間】 9時00分～16時30分まで (※土、日、祝日を除く)

|     |                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 鶴岡市に住所登録のある方<br><input type="checkbox"/> 運転免許の全てを自主返納された方で「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内に手続きした方。 |
| 概要  | <input type="checkbox"/> 免許返納の手続き：運転免許取消申請書等を提出<br><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書発行の手続き：運転経歴証明書交付申請書を提出                       |

### ＜お問い合わせ＞

鶴岡市防災安全課 電話35-1204

※免許返納に関する問合せは、鶴岡警察署交通課(28-0110)まで



R7.2 現在